

令和 7 年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 7 年 9 月 30 日（火）

令和 7 年第 9 回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 7 年 9 月 30 日（火）午後 2 時 00 分

茅ヶ崎市役所 分庁舎 5 階 F 会議室

○ 議事日程

- 第 1 議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 2 議案第 47 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見聴取について
- 第 3 議案第 48 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
- 第 4 議案第 49 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第 5 議案第 50 号 相続税の納税猶予に係る現地調査結果について
- 第 6 議案第 51 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第 7 報告第 25 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分
の報告について
- 第 8 報告第 26 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第 9 報告第 27 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14番	小澤	昇	君
区域 1	市川	芳男	君	区域 4	内田	信行	君

欠席委員 12番 朝倉 直芳 君

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君
局長補佐 松澤 一樹 君

午後 2 時 01 分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 7 年第 9 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、12 番朝倉直芳委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数 14 名のうち 13 名の委員が、出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。4 番大竹孝一委員、14 番小澤昇委員以上のご両名によりしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第 46 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

14 番小澤委員より報告をお願いいたします。

○14 番（小澤昇君） 議案第 46 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 7 年 9 月 17 日、事務局 1 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、1 筆、畑、552㎡でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、小松菜、枝豆を作付けする予定です。

労働力につきましては、本人 35 歳、従事日数 300 日、専業、父 66 歳、従事日数 300 日、専業、母 66 歳、従事日数 300 日、専業、配偶者 36 歳、従事日数 150 日、専業でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 本件の農地は、議案書に市街化区域と記載されていますが、生産緑地ではありません。一般的な市街化区域の農地となっております。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 46 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を報告のとおり、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 2、議案第 47 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見聴取について、1 番案件から 3 番案件までを一括して上程いたします。なお、質疑は報告後に一括して行います。

1 番案件については、区域 4 内田委員より、2 番案件及び 3 番案件については、区域 1 市川委員より報告をお願いいたします。

はじめに、内田委員より報告をお願いいたします。

○区域 4（内田信行君） 議案第 47 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見聴取について、1 番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められたものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の農地は、2 筆、いずれも現況畑、合計 1,668 m²でございます。

権利の存続期間は、令和 7 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日までとなり、新たに 3 年間の設定を行うものです。権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

続いて、市川委員より報告をお願いいたします。

○区域 1（市川芳男君） 続いて、2 番及び 3 番案件をご報告いたします。

～ 2 番案件について内容を説明～

2 番案件の農地は、1 筆、現況畑、1,011 m²でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までとなり、3 年間の

更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～3番案件について内容を説明～

続いて、3番案件の農地は、2筆、いずれも現況畑、合計2,133㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年1月1日から令和10年12月31日までとなり、3年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第47号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件から3番案件までを報告のとおり承認することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第3、議案第48号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、1番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。

区域4内田委員より報告をお願いいたします。

○区域4（内田信行君） 議案第48号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地の貸し借り等をするため、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議に要請することについて、ご審議いただくものです。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の農地は、2筆、いずれも現況畑、合計2,366㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 7 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日までとなり、3 年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 48 号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、1 番案件を報告のとおり、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 4、議案第 49 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番案件から 4 番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後に一括して行います。

1 番案件から 3 番案件までを 14 番小澤委員より、4 番案件を 4 番大竹委員より報告をお願いいたします。

はじめに、14 番小澤委員より報告をお願いいたします。

○14 番（小澤昇君） 議案第 49 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番案件から 3 番案件までを一括してご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

令和 7 年 9 月 16 日、事務局 2 名と現地調査をいたしました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の特例農地 5 筆の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、田、991 m²につきましては、水稻が栽培されていました。

1 筆、畑、146 m²につきましては、さつまいもが作付けされていました。

3筆、いずれも畑、合計 592.52 m²につきましては、ブドウ、里芋、ネギ、ナス、ジャクヤクなどが作付けされていました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、脱穀機、バインダー、田植え機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 83 歳、従事日数 250 日、専業、配偶者 76 歳、従事日数 200 日、専業、子 43 歳、従事日数 150 日専業でございます。

以上、農業経営されていることを確認いたしました。

続いて、2 番案件をご報告いたします。

令和 7 年 9 月 10 日、事務局 2 名と現地調査をいたしました。

～ 2 番案件について内容を説明～

2 番案件の特例農地 1 筆の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、畑、730 m²につきましては、トルコナス、ミニトマト、シシトウが作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 93 歳、従事日数 350 日、専業、子 63 歳、従事日数 60 日、兼業でございます。

以上、農業経営されていることを確認いたしました。

続いて、3 番案件をご報告いたします。

令和 7 年 9 月 16 日、事務局 2 名と現地調査をいたしました。

～ 3 番案件について内容を説明～

3 番案件の特例農地 9 筆の耕作状況をご報告いたします。

3 筆、いずれも畑、合計 1,615 m²につきましては、ハウスがあり準備中でした。

1 筆、畑、740 m²につきましては、ハウス内でブロッコリーを育苗されているほか、ネギ、ナスが作付けされていました。

2 筆、いずれも畑、合計 561 m²につきましては、ハウス内でブロッコリーが作付けされていました。

2 筆、いずれも畑、合計 204 m²につきましては、準備中でした。

1 筆、畑、188 m²につきましては、落花生が作付けされていました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、管理機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 70 歳、従事日数 300 日、専業、配偶者 66 歳、従事日数 100

日、専業でございます。

以上、農業経営されていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、4番大竹委員より報告をお願いいたします。

○4番（大竹孝一君） 続いて、4番案件をご報告いたします。

令和7年9月18日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～4番案件について内容を説明～

特例農地11筆の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも田、合計1,512㎡につきましては、準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計2,016㎡につきましては、準備中でした。

1筆、畑、1,609㎡につきましては、ネギが作付けされているほか、準備中でした。

1筆、畑、1,252㎡につきましては、サトイモ、タマネギ、オクラが作付けされているほか、準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計1,374㎡につきましては、コマツナが作付けされているほか、準備中でした。

2筆、いずれも田、合計1,535㎡につきましては、水稻が作付けされていまして。

1筆、畑、1,033㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人70歳、従事日数180日、兼業、配偶者69歳、従事日数200日、専業、子41歳、従事日数80日兼業でございます。

以上、農業経営されていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第49号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から4番案件までを報告のとおり証明す

ることを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第5、議案第50号、相続税の納税猶予に係る現地調査結果について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

4番大竹委員より報告をお願いいたします。

○4番（大竹孝一君） 議案第50号、相続税の納税猶予に係る現地調査結果について、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、相続税の納税猶予を受けている者の申告期限からの営農期間が20年を迎える年に、納税猶予の特例を受けている農地等の確認を農業委員会が行い、利用状況を税務署に回答するものでございます。

令和7年9月18日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

特例農地15筆の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも畑、合計803㎡につきましては、一体として栗が肥培管理されておりました。

6筆、いずれも畑、合計1,470.52㎡につきましては、一体として耕作されており、ナス、トマト、オクラ等が作付けされているほか、栗が肥培管理されておりました。

3筆、いずれも畑、合計4,197㎡につきましては、栗が肥培管理されているほか、一部準備中でした。

1筆、畑、955㎡につきましては、栗が肥培管理されているほか、一部準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計1,378㎡につきましては、一体として耕作されており、ナガイモ、オクラ、ナス等が作付けされておりました。

1筆、田、796㎡につきましては、水稻が栽培されておりました。

農機具の保有状況は、耕運機、草刈機、その他一式でございます。

労働力は、本人56歳、従事日数150日、兼業、配偶者55歳、従事日数100日、専業、母85歳、従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営されていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問がございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 50 号、相続税の納税猶予に係る現地調査結果について、1 番案件を報告のとおり税務署に回答することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 6、議案第 51 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

区域 4 内田委員より報告をお願いいたします。

○区域 4（内田信行君） 議案第 51 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1 番案件をご報告いたします。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件は、申出事由の生じた者が、令和 7 年 4 月 15 日にお亡くなりになったことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、申出事由の生じた者が生前、主たる従事者であったことの証明願が提出されたものでございます。

申請者は、申出事由の生じた者の子でございます。

令和 7 年 9 月 10 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

買い取り申し出地は、1 筆、畑、1,120 m²でございます。

現地は、準備中でした。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問がございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 51 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを報告のとおり証明することにご異議ご

ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第7、報告第25号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、日程第8、報告第26号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第9、報告第27号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、を一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第25号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出でございます。

議案書7ページのとおり、1件、権利の取得事由は相続によるものの届出でございます。

届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第26号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書8ページのとおり、1番案件から7番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地、道路敷地、共同住宅敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第27号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は9ページのとおり、1番案件から4番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかが

いたします。ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) ご質問がないようですので、報告第25号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、報告第26号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第27号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、までの報告を終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和7年第9回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時28分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員